

質問回答

NO.	質問	回答
1	「自治体等におけるリチウム蓄電池等適正処理対策に係る実証事業の実績」 「一般廃棄物及びリチウム蓄電池等の排出状況に関する調査の実績」の2点が掲げられていますが、これらは具体的に何を指していますでしょうか。とりわけ、前者の実証事業に当たるものとしては、例えばどのようなものが該当するでしょうか。 また、「確認書類をすべて提出すること」とありますが、両方とも必要ということでしょうか。特に後者においては、「一般廃棄物」「リチウム蓄電池」の両方を含む排出状況調査実績が必要となるでしょうか。 「リチウム蓄電池等適正処理対策に係る調査業務に当たっては、自治体におけるリチウム蓄電池等の回収量や処理費用を調査し、取りまとめる必要があり、リチウム蓄電池等の回収の流れや処理の実態についての知識を要する。」という点は十分理解しておりますが、この知識は、上記の「実証事業の実績」がないと習得できないものでしょうか。 今回の業務内容との対比で見たときに、これらの実績を有していないと業務が履行できないとされる理由について、ご教示いただければと存じます。	「自治体等におけるリチウム蓄電池等適正処理対策に係る実証事業の実績」につきましては、 ・リチウム蓄電池等の回収スキームの構築・効果検証（効果検証には、例えば不適正排出に関する組成調査などが含まれる。）などのリチウム蓄電池等の適正処理に寄与する事業が該当します。 「一般廃棄物及びリチウム蓄電池等の排出状況に関する調査の実績」につきましては、 一般廃棄物であるリチウム蓄電池等の排出状況調査の実績であれば該当いたします。 一般廃棄物でないリチウム蓄電池等の排出状況調査の実績であれば、別途一般廃棄物の排出状況調査の実績をご提出ください。 本請負業務の目的の一つであるリチウム蓄電池等適正処理対策の更なる精度向上の達成には、実証事業を通じて自治体等におけるリチウム蓄電池等の回収の流れや処理の実態を把握いただき、一般廃棄物やリチウム蓄電池等の排出状況の調査においても精通している必要があると認識しております。